

大阪樟蔭女子大学 人間科学 研究紀要 第1号

インセスト的虐待の加害者たち(Ⅱ)

石川義之

The Perpetrators of Incestuous Abuse (Ⅱ)

Yoshiyuki Ishikawa

Abstract: I referred to the actual conditions of incestuous abuse, particularly the prevalence of incestuous abuse and the gender of the perpetrators of incestuous abuse in American and Japanese society at the part I of my paper "The Perpetrators of Incestuous Abuse" contained in *Journal of Social Systems*, No.5, Faculty of Law and Literature, Shimane University, 2000.

In this part II, I intend to throw light on the mechanism of the occurrence of incestuous abuse aimed at girls by male adults and the countermeasures for the prevention of incestuous abuse and the treatment of the victims. With respect to the former I will focus on the Japanese patriarchal structure where men have control over women, and the way how the male children were socialized into capable perpetrators in Japanese society.

Key words: incestuous abuse, sexual abuse, child abuse, incest, perpetrator

索引語：インセスト的虐待，性的虐待，児童虐待，インセスト，加害者

インセスト的虐待の加害者たち(Ⅰ)

1999, 『社会システム論集(島根大学法文学部紀要 社会システム学科編)』4, 島根大学法文学部: 53-67.

- I. アメリカのデータに見るインセスト的虐待の加害者たち
- II. わが国のデータに見るインセスト的虐待の加害者たち
- III. 性的虐待の加害者たちの性別と子ども = 被害者の性別

IV インセスト的虐待の発生の説明モデル

男性加害者によって子ども時代の女性=少女を標的にして営まれるインセスト的虐待を含む性的暴行はどのようなメカニズムに基づいて発生するのであろうか。性的虐待を営む男性加害者を基点として、彼らが性的暴行、特にインセストを犯す要因・条件・背景を中心にその発生メカニズムを考察する。

1. 基本的構造要因

男たちが少女を主たる相手に性的虐待を當むようになる基本的な構造要因は、第1に、現代社会で男たちのセクシュアリティが社会化される仕方であり、第2に、彼らがこの社会化によって身に付けたセクシュアリティをその中で行動化する現代社会の権力構造である。わが国を含め現代社会において、男たちは、性的充足を求めて—その動機が何であれ—略奪的に接近するという態度を身に付けている。しかも、このような略奪的態度は、男生—女性、大人—子どもの不均衡な権力関係の中でそれを利用して構造的弱者たる女性=子どもに向けて行動化される。略奪は弱者を対象にしてこそ可能ないし容易だからである。

男性に対して「男らしさ」を強調する現代家父長制社会において、男たちは、「男らしさ」の中核たる略奪的セクシュアリティを社会化され、その権力構造の中で弱者の位置づけを与えられた女性=子どもに向けて、それを行動化する。しかも、この略奪的行動化は、それを許容し、その略奪性を指摘すること自体を侮辱的なことだと見なす家父長制社会のイデオロギーによって促進される。つまり、セクシュアリティにおいて女性（=子ども）に対して略奪的に振る舞うことこそ「男らしい」ことだとする神話の作用である。そして、この略奪的行動化は、インセスト的虐待を始め、家族外的性的虐待、レイプ、セックシュアル・ハラスメントなどの性暴力として具現するのである。

「男らしさ」の神話こそが、男たちにおける略奪的セクシュアリティの社会化を支え、それを行動化を促進する。そして、この略奪的行動化は、成人男性（家父長）に権力が所在する家父長制的権力構造に水路づけられて、構造的弱者である女性=子どもへ向けて発現される。女性=子どもへ向けての行動化は、さらに、弱体で盲従的な年少のパートナーへの生的志向を奨励する「男らしさ」のイデオロギーによっても水路づけられる。これが、インセスト的虐待を含む性暴力が男性加害者によって女性=子どもを標的に當まれる基本メカニズムに他ならない。ここでは、(1)社会化のあり方、(2)権力構造に加えて、(3)家父長制のイデオロギー=神話要因が価値的基盤として重要な役割を演じる。このイデオロギー要因についてダイアナ・ラッセルは次のように述べている。

「直視すべき真実とは、この国の文化の男らしさの観念が—特にそれが男性のセクシュアリティに適用される場合には—男たちに暴力、レイプ、性的嫌がらせ、性的虐待への傾向を与えるということである。もしもこの国の文化が、男たちが彼らと対等でないパートナー—より若く、より純真で、無防備で、より無力で、服従的で、無批判なパートナー—との性的関係ないし恋愛関係を求めることはむしろ男らしくないことであると考えるようになれば、その時おそらく、子どもへの性的虐待の普及率もまた下降していくことになる。」〔Russell 1984: 290〕この指摘はアメリカについてのものであるが、そのままわが国にも妥当するであろう。家父長制を共有する以上、権力的下位者と性関係を結び強権的に振る舞うことが男らしさの表明であるとする価値観は彼我に共通のものであろう。

2. 加害者要因—動機づけと脱抑制—

男たちが女性=子どもを対象に性的虐待を犯す場合、加害者の側が、(1)女性=子どもを性的に虐待しようとする何らかの動機づけ(motivation)を持ち、しかも、(2)この動機づけに基づいて行動することを禁止する彼らの内的抑止力(internal inhibition)が脱抑制されることが、不可欠の前提条件となる。この2つは、加害者に内生する要因であるので加害者要因と呼ぶ。

(1) 性的虐待への動機づけ

性的虐待への動機づけは、3つの源泉から生まれる。すなわち、①情緒的適合(emotional congruence)—子どもと性的関係を持つことがある重要な情緒的要求を満たすと見なす状態—、②性的喚起(sexual arousal)—子どもが当の人物にとって性的充足の潜在的源泉であるようになること—、③代替選択肢の妨害(blockage)—性的充足（および情緒的充足）の代替の諸源泉が利用できない、あるいはそれらの充足度がより低度である状態—、の3つである。これらの3因子は、競合する因子ではなく、相補的な因子である。これら3因子の協働から動機づけは生まれる。ただし、それぞれの事例で各因子の果たす役割のウェートは異なり、稀なケースでは特定因子の欠落が見られることもある。

① 情绪的适合

情绪的适合とは、大人の非性的な情绪的諸要求と子どもの諸特性とは「适合関係」にあり、子どもと性的関係を持つことは非性的な情绪的満足をもたらすと見なす状態である。これは、性的虐待への動機づけの非性的な源泉となる。

たとえば、心理的発達が阻まれた大人たちが、自らを子どもとして体験し、子どもじみた情绪的な親和要求を持っている場合、彼らは子どもたちと関係を持つことが要求を満たすと見なす〔Hammer & Glueck 1957; Groth, Hobson & Gary 1982〕。また、大人たちが、その社会関係の中で感じる低い自尊感と低い効能感の故に強い権力・全能感・統制力への要求を持つ場合、「支配力を欠く」〔Howells 1979〕子どもと関係を持つことはそうした要求の充足をもたらすものと見なされる〔Loss & Glancy 1983〕。さらに、大人たちは、子ども時代に他の大人の手によって経験した恥、屈辱、無力の感覚を克服したい要求から、子どもに性的暴行を加えることによってそうした「心理的トラウマを象徴的に征服する場面」を空想するかもしれない〔Stoller 1975〕。この過程は、「攻撃者への同一化」とも呼ばれ、子ども時代の犠牲者としての役割を逆転させ自ら加害者を演じることによって支配の感覚を甦らせようとするものである。この場合も、被虐待経験からきたトラウマ感覚を克服したいという情緒的要求が、子どもと関係を持つことによって満たされると見なされていると言える〔Groth, Hobson & Gary 1982: 138〕。

また、情緒的剥奪の結果として、あるいは過保護の結果としてさえも、大人が、当時子どもであった自分自身を自己愛的に愛し続けている場合、彼は、自分の破壊された子ども時代と同じ年齢段階にある他の子どもに自己を投射し、彼女を愛情の客体とすることがあります〔Howells 1981: 61〕。この場合も、自己愛的な要求、すなわち自己との同一化

の要求が、子どもと関係を持つことで満たされるという幻想がある。

ただし、このように子どもたちと関係を持つことによって情緒的 requirement を充足できると見なす「情緒的適合」は、あくまで性的虐待へと向かう動機づけの源泉の一つにすぎず、それ単独では性的虐待への動機づけを生み出しえない。支配や親和などへの要求は、子どもをいじめたり、世話をしたりすることでも満足させうるからである。性関係は常に非性的要素と性的要素の混合によって生じうる。夫婦間の性関係すら、非性的要求と性的欲望との混合によって動機づけられている。子どもへの性的虐待も、性関係の一環として、非性的原泉と性的源泉との混合によって動機づけられうる。のみならず、現代文化の中で、男たちは、権力、親密さ、愛情への要求、時には憎悪や軽蔑の感情さえも性行為によって満たし、あるいは表現するように社会化されている（図1における構造要因=男子の社会化パターンから加害者要因に向かう矢印は一つにはこのことを表している）[Russell 1986: 193]。こうして男たちは、諸々の非性的要求を、それと適合的な子ども一同性愛者でないかぎり少女との関係の中で、性行為を通じて満足されることを求める事になる。この結果、少女への性的欲望の喚起と相まって、また他の諸要因とも相互作用しながら、男たちはにおける少女への性的虐待の動機づけが形成されることになるのである [Finkelhor 1984: 38-39, 54-56]。

② 性的喚起

「性的喚起」とは、性的諸活動において、子どもたちが面前にいることによって、あるいは子どもたちのことを想像することによって、生理的な反応(たとえばペニスの勃起のような)が生じることを意味するであろう。性的欲望は、情緒的 requirement からは概念的に自律して存在をなし、子どもたちに向かう強い情緒的 requirement を持つ場合でも必ずしも強い性的欲望が随伴するわけではない（ただし、男において情緒的 requirement が性行為を通じて表出される傾向の強いことは上述したとおりである）。

クルト・フロイントたちの研究によると、正常な成人男性でも、子どもに対してペニスの反応を示し、しかもその反応は、成人のパートナーが利用できない場合には子どもたちが「代理の対象」になる可能性を示唆するに十分なほど強い反応であるという。さらにフロイントの発見によって、女子は、男子よりも、正常な男性たちにより強いペニスの反応を喚起するものであり、したがって少女たちは成人男性によって代理の対象として利用される蓋然性がより高いことが示唆されている [Freund et al. 1972]。加えて、子どもに対する性犯罪者たちは、正常人と比べて、子どもたちに向かって性的に喚起される度合いが異常に高いという経験的データもかなりの研究によって示されている。

こうして男たちは全て少女に対してペニスの反応を示すにしても、そうした性的喚起には個人差が認められる。ある大人においては別の大人においてよりも性的喚起はより強く、そして前者においてはより多様な状況でより多様な子どもに対して性的喚起が生じるのである。こうした性的喚起の個人差をもたらす要因、要するに性的喚起を強化する要因としては、「子ども時代にトラウマ的な、あるいは強い条件づけをもたらす経験をしたこと」、

「他の誰かが子どもたちに性的関心を持ったのを見聞きしてそれを真似ていること(modeling)」(以上、社会的学習理論に基づく)、「子どもによって喚起される情緒的反応(親しさ、保護、情愛など)を、社会化経験や主観的な性的剥奪感から、誤って性的反応だとラベルづけ、しかもそのラベリングが反復やファンタジーによって強化され、ついには実際に子どもによって性的に喚起されるようになること」(「起因錯誤(attributional error)」の理論に基づく)などの個人心理的要因が指摘されている。他に、ホルモン水準や染色体の構成のような生物学的要因が挙げられることがある。また、「子どもポルノグラフィー」や「広告における子どものエロチックな描写」などの社会・文化的要因が成人男性の子どもへの性的喚起の強化に寄与するという指摘もある(これは図1で社会・文化要因から加害者要因に向かう矢印によって示される)[Finkelhor 1984: 39-43]。

このような要因によってとりわけ少女に向かう性的喚起—フロイントによって全ての男性にこの傾向が認められている—が強化・促進された場合、それは少女に対する性的虐待への動機づけを生み出す強力な性的源泉として作用する。

③ 代替選択肢の妨害

妨害とは、人が、性的および情緒的な満足をより規範的に承認された諸源泉から得ようとする努力において妨害を受けている状態である。すなわち、ある諸個人が、彼らの性的および情緒的諸要求を、成人との健全な人間関係の中で満足させる能力において妨害を受けている状態である。こうした妨害により充足の代替的源泉から締め出されていることは、子どもへの性的虐待の動機づけの源泉の一つとなる。

精神分析理論では、真偽はともかく、エディプス期への固着や、性的活動に対する父親の処罰を恐れる去勢不安によって、成人女性とのノーマルな関係が阻まれるとされる。ほかに、妨害の要因としては、「最初の性経験においてインポテンツであったとか、初めての恋人に捨てられたとかで、大人との性経験がトラウマを残していること」、「年長女性から注目してもらえなかった経験などから成人女性たちに対して恐れをもっていること」、「大人との社会的・性的関係を発展させる機会を持ちえず、社会的技術が貧困であること」、「夫婦関係が破綻して妻との間で情緒的・性的充足が得られなくなっていること」などが指摘されている。さらに、「マスターべーションや夫婦間以外のセックスを禁止する抑圧的な諸規範」のような文化的要因も、代替的な捌け口を閉ざし、身近な少女に向かわせる妨害の機能を生み出すことが指摘されている(この関係は、図1で社会・文化要因から加害者要因に向かって引かれた矢印によって示される)。

フィンケルホーによれば、妨害要因は2つのカテゴリーに区分される。1つは、人が大人としての性的な発達段階に入っていくのを妨げる発達的妨害(developmental blockages)であり、もう1つは、明らかに大人に対して性的関心を持っている人間が、社会関係の喪失や他の一時的な危機のためにノーマルな性的捌け口を閉ざされる状況的妨害(situational blockages)である[Finkelhor 1984: 43-44]。

いずれにしても、妨害によって規範的に是認された関係から性的・情緒的充足を得る道

を閉ざされた成人男性たちは、代用の充足源を求めて、無垢で、自己を守る術を知らない少女との性的関係に向かうことになる。妨害がなくても性的虐待に向かうことはあるが、多くの場合、性的虐待への動機づけの形成において妨害は一つの重要な源泉として作用する。

(2) 内的抑止力の解除－脱抑制－

性的虐待の発生にとって、大人たちが虐待への動機づけを持つだけでなく、さらに、こうした動機づけに基づいて行動することを禁止する内的抑止力が解除されることが必要である。社会の大多数の人々はそのような抑止力を内在化しているが、この抑止力が脱抑制され動機づけが解放されることが虐待発生の必須条件となる。

内的抑止力の解除すなわち脱抑制(disinhibition)に向かわせる要因としては、「全般的な衝動統制力の障害」、「精神異常」、「アルコール依存症・乱用」、「老衰」などの個人心理的要因・パーソナリティ要因、失業・愛情喪失・親族の死亡などの「ストレス要因」、継父—継娘関係や娘の人生の初期段階における父親の不在に起因する「インセスト抑制メカニズムの機能不全」などの情況要因といったものが指摘されている。

ほかに、「子どもたちに性的関心を持つことに対する社会の容認」、「性犯罪者に対する刑事上の処罰の甘さ」、「父親たちに家父長的権威を認めるイデオロギー—男たちが私的制衡としての家族というものを女性や子どもを自分たちの望むままに取り扱う権威を社会的に認められた場であると見なしていること—」、「酩酊状態で犯した逸脱に対する社会の寛容」、「子どもポルノグラフィー」、「男たちが、子どもたちの要求を共感的に理解する能力を育てていないこと、そのため子どもたちの要求を利己的に解釈して自分たちを性的に求めているものと誤解すること」、「犯罪者よりも犠牲者を非難する社会的傾向が、犯罪者に正当化の根拠を与えること」などの社会・文化的要因も脱抑制に寄与するものと捉えられている(この関係は図1で社会・文化要因から加害者要因に向かう矢印によって示されている)。[Finkelhor 1984: 44-46]

性的虐待へと動機づけられ、かつ脱抑制された潜在的加害者たちは、構造的弱者の最高形態である少女に対する性的虐待への行動化傾向を強めることになる。

3. 環境要因－外的抑止力の低下－

性的虐待へと動機づけられ、しかも脱抑制されている男たちでも性的虐待を犯さないかもしれないし、また彼らは、確かに特定の子どもに対しては性的虐待を行わないかもしれない。彼らが実際に虐待を犯すかどうか、また彼らが誰を虐待するかを制御する要因が彼ら自身の外部に存在する。これが、環境内の外的抑止力である。こうした制御要因によるこの外的抑止力の低下ということも、性的虐待の発生のための不可欠の条件となる。

外的抑止力の中で中心となるのは、子どもが家族員、隣人、仲間たちなど他の人びとか受け取る「監視(supervision)」である。とりわけ、母親による監視が決定的な役割を負う。したがって、母親が「離婚・別居・病気などで物理的に不在である」、また「母親

が子どもと親密でない、あるいは子どもに対して保護的でない」、「母親が父親＝夫によって支配されている、夫から虐待されているなどで無力化・無能化している」などで「心理的に不在である」場合は外的抑止力は著しく低下する。

ほかに、父親の失業などによる「父親と子どもが二人きりになる機会の増大」、山間奥地や現代都市社会に見られるような「子どもに対する社会一般の監視の欠如」、「就寝ないし同居の変則的状態」なども外的抑止力の低下を招く。

さらに、「母親に対する社会的支持・援助の欠如」、「女性たちが対等の地位を得るのに障壁があること」、「地域社会・近隣集団の崩壊による社会的ネットワークの腐食」、「家族は聖域で他人は立ち入れないというイデオロギー」などの社会・文化的要因も、母親たちや周囲の大人たちによる子どもへの保護・監視機能を弱め、あるいは部外者の家族への介入を阻み、外的抑止力を大きく低下させるのである（これらの関係は図1で社会・文化要因から環境要因に向かう矢印によって表示されている）〔Finkelhor 1984: 58-60〕。

以上のような原因に基づき外的抑止力によって守られていない子どもに対して、潜在的犯罪者である男たちは、現代社会の権力構造と家父長制的イデオロギーに枠づけられながら、少女に対する性的虐待に向かって大きく前進することになる。

4. 圧殺要因－抵抗力の圧殺⇒被害者の無防備性－

子どもたちは、虐待を回避する能力、あるいはそれに抵抗する能力を持っている。たとえば、秘密を守らず、ノーと言い、威嚇に屈せず、逃走ないし反撃できることなどは、全てそうした能力に含まれる。しかも、こうした能力は、子どもがそれと自覚しないままに発揮されている場合もある。その場合、潜在的加害者は、その子どもには虐待を加えない決めて、別の子どもに向かうことになる。

このように子どもたちが潜在的に持つ虐待を回避しそれに抵抗する能力が浸食ないし圧殺され、子どもたちが虐待に対して無防備な状態になることが、性的虐待の発生にとって不可欠の条件である。子どもたちが、こうした能力を備え、「虐待を受けにくい態度(front of invulnerability)」を持しているかぎり、潜在的加害者たちは、当の子どもたちを虐待の標的として選ぶことを避け、あるいは、回避・抵抗行動に遭って虐待を断念するからである。

極めて多くの要因が、子どもの回避・抵抗能力の弱化・圧殺に作用する。「子どもに情緒的不安定を感じさせ、欠乏感を持たせ、あるいは支えられていないと感じさせる全てのもの」が、危険因子の一つの部類を構成する。情緒的不安定・欠乏感を持つ子どもは、潜在的虐待者の策略、すなわち世話・愛情・賄賂の提供などに対して脆く、支えられていないと感じている子どもは、虐待のことで助けを求め頼っていくべき相手を持たず、そうした相手がいても怖くて話すことができない。情緒的虐待を受けている子ども、障害のある子ども、両親との関係が乏しい子ども、友達がない子ども、父親による愛情の欠如した子ども、母親との親密な関係が欠けた子ども、母親から懲罰を受けている子どもなどは、

全て危険状態にある。これらの要素はいずれも情緒的不安定・欠乏感・不支持感を通じてその回避・抵抗能力を弱体化させる可能性を持つからである。

ほかに、「子どもが性的虐待についての知識を持っていないこと」、「子どもと加害者との間に特別の信頼関係が存在している状況」なども危険因子を構成する。後者については、言頼している人物、特に家族員からのアプローチが子どもの抵抗能力を削ぐ機能を持つことと共に、大人の側が当該子どもを熟知していることにより、子どもの同意を調達する仕方でアプローチを組み立て、当の子どものどんな抵抗も排除できる脅迫手段を採用しうるという可能性も考慮する必要がある。なお、大人の側が「子どもを性的活動に引き込むために力や強制行使」する場合、このことは子どもの側の回避・抵抗能力を圧殺する圧倒的な力として働くであろう。

加えて、「子どもたちに対する性教育が有効に行われていないこと」、「子どもたちが、権力を持たない社会的立場に置かれていること」などの社会・文化的要因も、子どもの能力が弱化にベーシックな影響を及ぼすであろう（この点は図1で社会・文化要因から圧殺要因に向かう矢印によって示唆されている）[Finkelhor 1984: 60-61]。

さらに重要なことは、性的虐待の被害経験が子どもの抵抗能力を圧殺する強力な危険因子として働くという点である。被害経験を持つ子どもは、上述の情緒的不安定・欠乏感・不支持感が強く、回避能力を剥奪されているのみならず、反復強迫=被害者役割の内面化によって抵抗能力を喪失していることが多い。加えて、責任を被害者に負わせる神話や犠牲者を自発的関与者と見なす神話によってもたらされる自責・自罰の観念は、犠牲者に自己否定感と自己放棄を生み出し、ノーと言える力を奪い取ってしまう。主としてこうした被害経験による抵抗力の圧殺のために、性的虐待の犠牲者たちは繰り返し被害を受けることになるのである。

性暴行者たちは、回避・抵抗力を奪われ無防備であることの手掛かりをつかみ取る達人であり、誰が有望な標的で誰がそうでないかを殆ど本能的に見分ける力を持つと言われる。父長制的権力構造の中で元々抵抗力を剥奪されている少女たちは、上記の諸要因によつて抵抗能力を圧殺された場合には、こうした男たちの恰好の餌食となる。彼らは、少女にかけての略奪的行動化を促す「男らしさ」のイデオロギーに後押しされながら、こうした恰好の餌食に向かって接近していくのである。

なお、この被害者の無防備性という性的虐待の発生条件は、「それが容易に犠牲者に責任を転嫁する仮説を持ち込むのに利用されうる」[Russell 1986: 266]という危険性を持つことに着目しておく必要がある。誘惑的な少女の側に責任があると犠牲者を責める長く冷酷な歴史を考慮に入れると、「被害者の無防備性」という用語法は重大な誤解を招きかねない。それ故、この無防備性は、あくまで諸々の要因、とくに被害経験に基づく抵抗能力の圧殺の結果であることを強調しておくことが肝要である。責任が全面的に加害者の側にあることは言うまでもないことである。

5. 力学要因=家族力学ー父一娘インセストへの寄与(誘導)要因ー

親族によるインセスト的虐待が非親族による家族外的性的虐待に比べてよりトラウマ的であることは経験的に確証されていないが、父親ないし父親的人物（継父など）によるインセスト的虐待経験が他のあらゆるタイプの加害者による性的虐待経験よりもトラウマ的であることは、一貫して検証されてきたところである。たとえば、ラッセル〔1986〕、フィンケルホー〔1979〕、ブリアーとランツ〔1985〕は、父親ないし継父による虐待が犠牲者にとって家族内および家族外に生じる他のどの虐待よりも有意によりトラウマ的であることを見いだしている〔Russell 1986 ; Finkelhor 1979 ; Briere & Runtz 1985〕。バグレイとラムゼイ〔1986〕も父親ないし継父による虐待が他の全てに比してより深刻であることを発見している〔Bagley & Ramsay 1985〕。のみならず、ラッセルは、親族によるインセスト的虐待の中で、父親および父親的人物による虐待が最もトラウマ的であることを確認している（極度／かなりのトラウマの報告率は継父・養父・里父による場合82%，実父による場合81%であり、他のどのタイプの親族による虐待における報告率に比べてもはるかに高かった）〔Russell:148-149〕。〔Browne & Finkelhor 1986 : 167-168〕

このように性的虐待の最高のトラウマ形態である父一娘インセストは、フィンケルホー〔1979〕の調査で1.3%，ラッセル〔1983〕の調査で4.5%，ワイアット〔1985〕の調査で8.1%の普及率を示す〔Russell 1986 ; Finkelhor 1979 ; Wyatt 1985〕。わが国の場合も、表15に見られるとおり、1.2%～5.7%の普及率を示している。わが国については、子どもや女性への人権意識が未成熟で、家族や社会の集団的秩序のほうを優先する傾向が強く、また、性の問題を公開することに対する特に強いタブーの残存などにより、とりわけインセスト的虐待を隠蔽するメカニズムが強力に働いているため、既存の調査に表されたのは氷山の一角を見るべきであろう。

父一娘インセストの発生においては、既に述べてきた諸変数に加えて、あるいは、主としてこれら諸変数間の相互作用システムの特殊ケース（サブシステム）として、固有の力学が働く。これまで述べてきたものは、父一娘インセストを含みつつも、性的虐待一般の発生メカニズムであったが、この一般的メカニズムを父一娘インセストへと誘導する固有の諸条件間の力学が作用するのである。

A. 父一娘インセストを犯す父親のタイプ

ジャスティス夫妻によると、父一娘インセストを犯す父親のタイプは、共生的性格、精神病質人格、幼児愛タイプ、精神病者の4タイプに分かれるが、現在では共生タイプが圧倒的割合を占めると言う〔Justice 1979:62-92〕。共生的性格(symbiotic personalities)とは、子ども時代の育てられ方や両親のタイプの故に、愛情飢餓感にあり、温かみ、触れ合い、労りなどへの強い願望をもつが、その願望を日常の親密な人間関係を通して満たす能力をもたず、しかもそうした願望をセックス以外の手段で満足させる仕方を知らない性格類型のことである。

B. 諸条件間の相互作用のダイナミズム

このような共生タイプの父親が娘とのインセストに踏み込む場合、次のような諸条件間の相互作用のダイナミズムが働く。(1)父親は、子ども時代に親に愛されたという感情の経験がないため、慈母幻想に固執し、妻に母的な期待をかけるが、妻の方も依存欲求が強く彼の母となることを欲していないと分かり、失望した父親は母親的な愛を求めて娘に志向する（情緒的適合）。しかも、その愛への願望を性的欲求と混同してセックスによって満たそうとする（情緒的要因の性行為による充足・表現←男子の社会化パターン）。(2)父親が、上のような傾向を顕在化させる働きをもつストレスに砲撃される（脱抑制）。(3)父親と母親との間に緊張と敵意が生まれセックスが中止される（妨害）。(4)母親が、夜仕事を始めたり、病気になったりで、父親と娘が二人だけになる機会ができる（外的抑止力の低下）。(5)娘が、母親や仲間との関係の希薄さ・欠落から世話や愛情への飢餓状態にあり、また父親を不幸から救い出したいと思っている。つまり、娘の側に父親からつけ込まれやすい危険条件が生まれる（抵抗力の圧殺）。(6)家族の性文化がだらしなくルースであるか、逆に抑圧的である。また家族が世代境界の不鮮明化を特徴とする性文化を持つ場合も多い（脱抑制、妨害、情緒的適合）。(7)家族状況が孤立状態として刻印され、愛情飢餓はいよいよ家庭内セックスへと内攻する（妨害、情緒的適合、外的抑止力の低下）。〔Justice 1979:109-152〕

以上は個人的・家族的条件であるが、(8)社会的条件も重要である（社会・文化要因）。すなわち、①共生タイプにおける日常的接触を通しての愛情飢餓の克服能力の不足をいつそう深刻にする現代社会の人間関係の希薄さ、②大人一子どものセックスに対する受容的态度を醸成する開放的な性的風潮、③とりわけ子どもとのセックスを禁止する内的禁制を崩り崩す子どもポルノの氾濫、④男女平等への反動として成人女性を忌避した男たちの子どもへの志向傾向、⑤家族間の孤立化の趨勢（中間集団の弱化）、⑥離婚率の増加に象徴される父母間の敵対関係の強化、⑦過剰な変化に伴う過剰なストレスなどである（こうした社会・文化要因の寄与は図1で家族力学に向かう矢印によって示される）。

以上の諸条件の力動的な相互作用の中で父一娘インセストが胚胎してくる。もっとも全てのそれがこのメカニズムに従うわけではないが、これこそ現代型の父一娘インセスト発生を誘導する基本メカニズムと言えよう。

なお、以上の家族力学は、加害者である父親によって主導されていることに注目する必要がある。たとえば、(4)の母親の状態は夫の扶養責任の放棄や妻への暴力などを通じての父親の主導に負うところが大きいし、(3)の夫婦関係も家父長たる父親の力に左右される度合いが高い。(5)の娘の状態も、父親の娘への愛情の掛け方、育て方に起因している。(6)の家族文化や家族状況はまさしく父親によって作られたものである。(2)のストレスによる砲撃すらも父親自身の社会生活のあり方に由来する側面をもつ。(1)の父親の共生的傾向は、父親自身被害者という側面を含むが、これはまさに父親自身の問題であろう。

このように見えてくると、父一娘インセストを誘発する家族力学は、「父親に主導された

「家族力学」であると言うことができる。母親や犠牲者たる娘の役割がこの力学において言及されていることは、決して彼女たちが責任の一端を担っているという意味ではないのである。

構造要因の大枠の中で、(その一部をも取り込んだ) 性的虐待の発生の一般的ダイナミズムの特殊ケースとしての以上のような固有の力学が働くことによって、父親たちは、その被害者の人生を破壊しつくす父一娘インセストへと大きく踏み込むことになるわけである。

6. 社会・文化要因—イデオロギー＝神話要因と諸他の社会・文化要因—

社会・文化要因は、イデオロギー＝神話要因と諸他の社会・文化要因とに分けられる。イデオロギー＝神話要因は、性的虐待の発生との関連で社会・文化要因の中核をなし、加害者要因、環境要因、圧殺要因、力学要因の確立に寄与すると共に、構造要因を支え正当化する機能を演じることを通して、性的虐待の発生を促進する。諸他の社会・文化要因は、加害者要因、環境要因、圧殺要因、力学要因の確立に、それらに内在する個人的諸因子と共に寄与し、このことを通してやはり性的虐待の発生を促進する。社会・文化要因の加害者要因等への寄与については既にそれぞれの要因の説明の箇所で言及したところであるが、フィンケルホーを参考にして、各要因に内在の個人的因子と併せて、加害者要因等へ寄与する社会・文化要因の内容を分類・整理すれば表18のようになる。

表18 性的虐待発生の前提諸条件（諸要因）へ寄与する社会・文化諸要因

発生要因・条件	発生要因に寄与する 内在的個人因子	発生要因に寄与する 社会・文化要因
構造要因		
社会化パターン		家父長制イデオロギー
権力関係		「男らしさ」の神話
加害者要因		
動機づけ		
情緒的適合	情緒的発達の阻害 権力を持ち他を支配している と感じたい要求 恥・屈辱・無力の克服への要求、 攻撃者への同一化 子ども時代の自己との自己愛 的な同一化	情緒的要請の性行為を通じての 充足・表現を強調する価値 性的関係においては権力を持ち 相手を支配しなければならな いという、男に課せられた必要 条件（イデオロギー）
性的欲望の喚起・増進	トラウマ的、ないし(性的に子 どもに向かう)強い条件づけ となった子ども時代の経験 他の誰かが子どもたちに性的 関心を持ったのを見聞きし てそれを真似すること	子どもポルノグラフィー 広告における子どもたちのエロ チックな描写 あらゆる情緒的要請に性的特色 を付与する男性の傾向(内面化 した価値)

	情緒的反応の性的反応への起 因錯誤 生物学的な異常 代替選択肢の妨害 エディップ期への固着 去勢不安 トラウマ的大人との性経験 成人女性たちへの恐れ 社会的技術の不十分さ 夫婦間の諸問題	マスターべーションや夫婦間以外のセックスを悪い行為と見なす抑圧的な諸規範
内的抑止力の解除 (脱抑制)	アルコール 精神異常 衝動障害 老衰 ストレス インセスト抑制メカニズムの機能不全	子どもたちに性的関心を持つことに対する社会の容認 性犯罪者たちに対する刑事上の処罰の甘さ 父親たちに家父長的権威を認め るイデオロギー—私物化思想 酩酊状態で犯した逸脱に対する社会の寛容 子どもボルノグラフィー 男たちが子どもたちの要求を共感的に理解する能力を持たないこと（要求の利己的解釈） 犠牲者に責任を帰する社会的傾向
環境要因		
外的抑止力の低下	母親の不在ないし病気 母親が子どもと親密でない、あるいは子どもに対して保護的でない 母親が父親=夫に支配され、無力化している 父親と子どもが2人きりになる機会の増大 子どもに対する社会一般の監視の欠如 就寝ないし同居の変則的状態	母親に対する社会的な支持・援助の欠如 女性たちが対等の地位を得るのに障壁があること 社会的ネットワークの腐食 家族は聖域で他人は立ち入れないというイデオロギー
圧殺要因		
抵抗能力の圧殺→ 被害者の無防備性	子どもに情緒的不安定を感じさせ、欠乏感を持たせ、支えられていないと感じさせるもの 子どもが性的虐待についての知識を持っていないこと 子どもと加害者との間に特別の信頼関係が存在している状況 犯罪者による力や強制の行使	子どもたちに対する性教育が有効に行われていないこと 子どもたちが、権力を持たない社会的立場に置かれていること

子どもの性的被害経験	
	情緒的不安定・欠乏感・不支持感、反復強迫・被害者役割の内面化、自責・自罰観念、自己否定感・自己放棄
	責任を被害者に負わせる神話 犠牲者を自発的関与者と見なす神話
力学要因	
加害者に主導された	父親の共生的性格・愛情飢餓・依存欲求・慈母幻想
家族力学	父親へのストレスの砲撃 夫婦間の緊張と敵意 父親が娘と2人だけになる機会の創出 娘における愛情飢餓・救済者役割の引き受け 家族の性文化ルース、抑圧的、世代境界の不鮮明化 家族の孤立状態
	現代社会の人間関係の希薄さ 開放的な性的風潮 男女平等への反動 家族間の孤立化の趨勢 夫婦間の敵対関係の強化傾向 現代社会の過剰な変化に伴うストレスの過剰化傾向

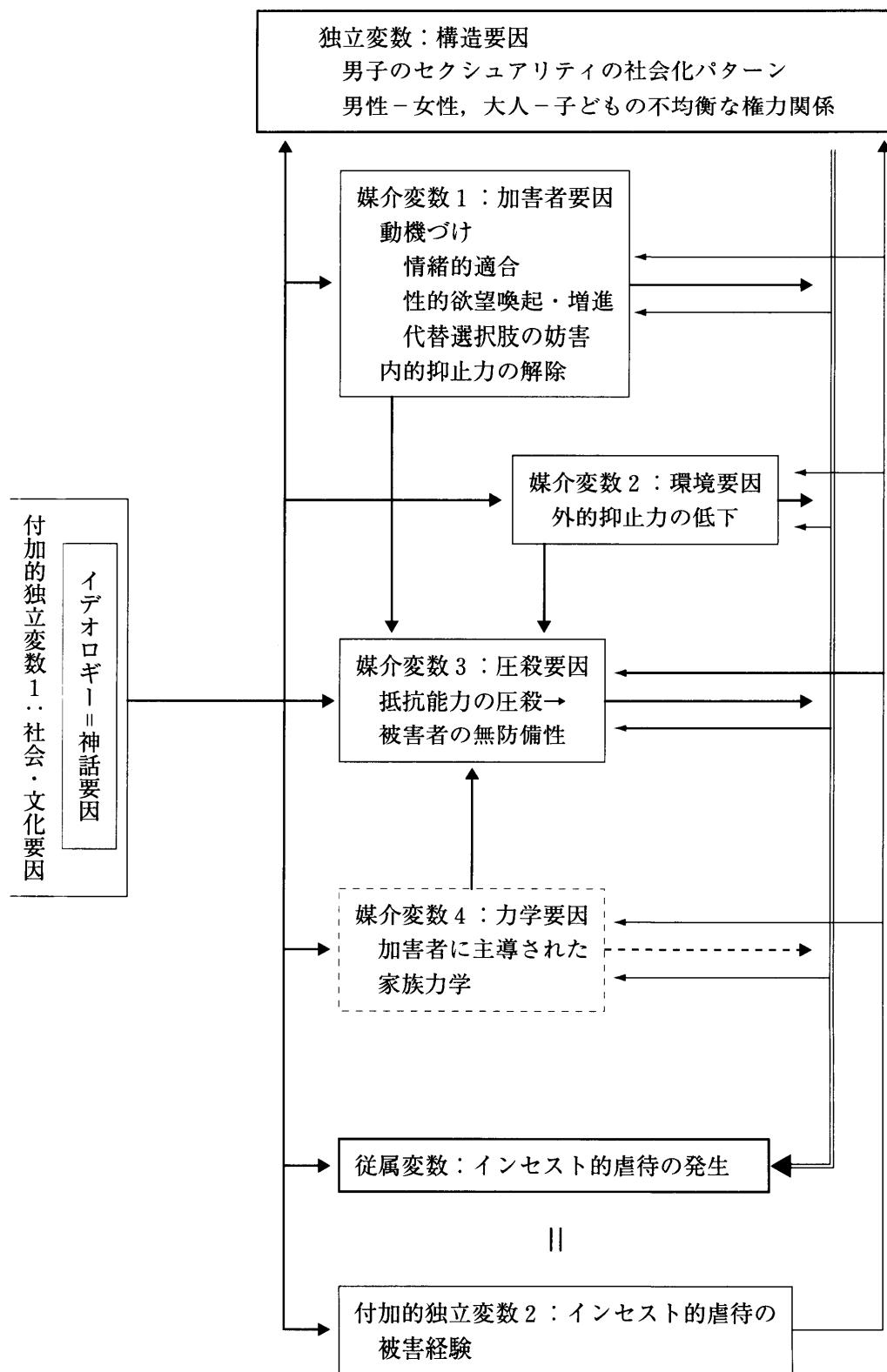
(参考資料) Finkelhor 1984 : 56-57.

7. インセスト的虐待の被害経験

以上の諸要因間のダイナミックな連関により性的虐待が生じると、その被害者は、とりわけインセスト的虐待の被害者は、トラウマ生成原動力を媒介として大きな心理的損傷・長期的影響=否定的生活経験を負うことになる。こうした心理的損傷・否定的生活経験は、被害者である子どもの権力構造上の地位を一層低め、加害者の側の当該子どもとの情緒的適合を促し、当の子どもに向かう性的喚起を促進し、彼らのその子どもに対する脱抑制を顕著なものにする。また、子どもの孤立化を深め、外的抑止力を低下させる。なによりも、こうした心理的損傷・否定的生活経験は、被害者の性的虐待への回避・抵抗能力を剥奪し、彼女たちのそれへの無防備性を決定づける。家族力学も、これによって父一娘インセストに向かって大きく胎動させられることになる。イデオロギー=神話要因を中心とする社会・文化要因も、心理的損傷を負い、否定的生活経験に苦しむ被害者の再被害化に向けて否定的な影響を強めるのである。

こうして結果変数である性的虐待の発生は、被害経験という観点から眺めるならば原因変数に転じ、再被害化という形での性的虐待の発生に大きく作用するのである。

図1 インセスト的虐待の発生の説明モデル



8. 諸要因間の相互連関

以上に述べてきた諸々の発生要因の相互連関は図1に示されている。インセスト的虐待を含む性的虐待の発生は決して单一要因説で説明することはできない。図に明示されるとおり、多数の要因が複雑に相互連関しながら性的虐待の発生をもたらすのである。とりわけ、「被害者の無防備性」は、多くの要因の作用の結果として生み出される結果変数としての意味合いが強い。被害者に負荷された結果に他ならない「被害者の無防備性」の故に被害者に責任を負わすことのものつ不合理性は指摘するまでもないことであろう。

9. 核家族外の親族によるインセスト的虐待の発生の力学要因(=核家族外親族間力学)

父親以外の親族によるインセスト的虐待がインセスト的虐待全体に占める比率は、ラッセル調査で76%，フィンケルホー調査で96%，1992年石川調査で66.7%，1993 4年石川調査で50%，S.A.R.A.調査で77.4%であり、インセスト的虐待の過半は父親以外の親族との間に生じている。また、父親、母親、兄弟による虐待を除く、核家族外で発生したインセスト的虐待がインセスト的虐待全体に占める比率は、ラッセル調査で62%，フィンケルホー調査で47%，1992年石川調査で50%，1993 4年石川調査で37.5%，小西調査で35.7%，S.A.R.A.調査で41.9%であり、インセスト的虐待の35~62%が核家族外で生じている。なお、核家族内のきょうだいによるインセスト的虐待の比率は、ラッセル調査で15%，フィンケルホー調査で49%，1992年石川調査で16.7%，1993 4年石川調査で12.5%，S.A.R.A.調査で35.5%であった。(以上、いずれも女性が被害者である場合の数値。)

父親以外の親族による性的虐待のうち核家族外親族による虐待の占める比率は、ラッセル調査で78.9%，フィンケルホー調査で47.9%，1992年石川調査で75%，1993 4年石川調査で75%，S.A.R.A.調査で54.1%に上る。フィンケルホー調査において、虐待定義上の理由で同世代間の無害に近い性の実験や恋愛遊戯などが多く報告され兄弟姉妹間の比率が高比率を占めたことにより核家族外親族による虐待の比率が相対的に低くなったことを除けば、核家族外親族による虐待の比率は総じて父親以外親族による虐待の比率の中で高い割合を占めている。^{*}

*父親以外の核家族内親族による虐待については、母親が少女に対する加害者となることは殆どなく(ただし、1993 4年石川調査では普及率3.7%を占めた)、また、兄弟による虐待の場合は、上に述べた無害に近い性の実験や恋愛遊戯などが多数を占めていると言われている。

核家族外親族（おじ、男性いとこ、祖父など）による少女に対する性的虐待は、性的虐待の一形態として、やはりこれまで述べてきた性的虐待の発生メカニズムに従って発生するが、付加的に、特に核家族外親族間インセストへと誘導する、父一娘インセストに働く力学とは別の固有力学に依拠している。核家族外親族による虐待の発生へと寄与する固有の力学は、以下に例示するような諸要因・条件間の動学的な相互連関から成る。なお、この力学も、性的虐待発生の一般的力学の特殊ケースとしての意味合いを濃厚に持つ。

- (1) 核家族外親族の少女は、加害者が自己の家族を危機に陥れる恐れなく情緒的要求を満

たす対象として選びうる最も身近な存在である（情緒的適合）。

- (2) ヴェステルマルクの言う「幼時からいっしょに生活している人間同士の性的な交渉に対して働く生まれつきの嫌悪感」〔Bischof 1985=1992(上) : 124-126〕が核家族外親族の場合働く。その意味で、核家族外親族の少女は、加害者にとって性的に喚起されやすい存在である（性的喚起）。
- (3) 男が親族外の源泉から情緒的・性的満足を得ようとする努力において妨害を受け、併せてその結果娘に志向して失敗した場合に、最も標的になりやすい位置に居るのが核家族外親族の娘である（妨害）。
- (4) 拡大家族関係の網の目の中に位置する親族の娘に対しては私物化思想（イデオロギー要因）が効力をもち、それによって加害者の内的抑止力が解除される（脱抑制）。特に、「家」制度の残存するわが国の場合には、私物化思想は核家族の範囲を越えて拡大されやすい。
- (5) 少女の保護者たちも、親族の男であることから警戒心が薄れ、加害者が少女と2人きりになる機会が多い（外的抑止力の低下）。
- (6) 親族関係のネットワークの中に位置する加害者と少女との間には特別の信頼関係が存在するのが普通であり、これが、少女の側の回避・抵抗能力を麻痺させ、少女に無防備性を生み出す（抵抗能力の圧殺）。
- (7) 核家族内の人間関係を大切にしあつけまいとする私生活主義的な思想と、親族関係外の人間関係の物象化・希薄化が同時に進行する場合には、男たちは、親族外の人間関係の構築に妨害を受け、性的・情緒的要求の充足の源泉を、核家族内ではなく、核家族外の親族の絆を頼って核家族外の親族のネットの中に見つけ出そうとする（イデオロギー要因、諸他の社会・文化要因、情緒的適合）。

以上に例示されたような諸要因・条件がダイナミックに相互作用していく中で、図1に示された性的虐待発生の一般的メカニズムは、上記の力学が媒介変数4の力学要因に取って代わる形で、核家族外親族の少女へのインセント的虐待を生み出す作動方向へと誘導されていくのである。

なお、特定個人を中心とした親族関係（キンドレッド）の紐帶は、わが国を含めて今日の親族組織に基盤を置かない社会では、所与のものというよりは、その個人自身の手によって築かれるという側面が強い。したがって、上の文脈に則して言えば、加害者たちは、自らの手で核家族外に親族のネットを構築し、その自ら構築したネットを辿って性的虐待の標的を見いだしていく、という構図になる。この意味で、核家族外親族へ向かうインセント的虐待の発生を誘導する上述の固有力学も、やはり、加害者に主導された力学という軸を基底に持つと言えるのである。

/ 加害者との関連におけるインセント的虐待への対応

IVで述べたインセント的虐待の発生の説明モデルは、加害者との関連における虐待に対する防止や介入、治療などの対応のあり方について示唆を与えてくれる。このモデルから

示唆されるインセスト的虐待を含む性的虐待への加害者関連的な対応のあり方としては、概略、以下の点が指摘できる。

- (1) 現代家父長制社会における男たちの略奪的セクシュアリティの社会化パターンの根本的改善。その際、ヒューマン・セクシュアリティの立場に立脚した、男子へ向けた性教育の充実と、それを担う人材の育成が緊要となる。
- (2) 男たちが身に付けた略奪的セクシュアリティの行動化を、構造的弱者たる女性＝子どもへと水路づける、男性一女性、大人一子どもの権力構造の変革。その場合、法律・制度などの大枠の改廃・整備と並んで、日常生活レベルでの女性・子どもに対する人権意識の陶冶と、これに基づくミクロレベルの実践に注意が払われるべきである。
- (3) 男子への略奪的セクシュアリティの社会化の基盤をなし、かつその行動化を女性＝子どもへ向けて誘導する役割を果たす家父長制イデオロギーの中核たる「男らしさ」の神話のイデオロギー性暴露による打破。この場合には、「男らしさ」の神話の有害性の歴史的検証とそれに基づく社会運動が重要となる。
- (4) 子どもとの性的関係を通じて情緒的 requirement を満たそうとする情緒的適合状態の解消。この場合、潜在的犯罪者の子ども時代のトラウマ体験、家族状況や育てられ方などに遡って治療的アプローチを試みると共に、情緒的 requirement の正しい充足の仕方と、情緒的適合を動機づけの確立に向かって発動させるストレスの処理の仕方を中心とする親学の講習が重視されるべきである。
- (5) 子どもによって性的欲望が喚起・増進させられる状態からの脱却。この場合も、潜在的犯罪者の子ども時代に遡って治療的アプローチが試みられると共に、子どもへの性的喚起を促進する子どもポルノグラフィーなどの規制が必要である。併せて、子どもを性的存在と見なす傾向の変更をめざす親教育が肝要である。
- (6) 加害者たちを、成人との健全な人間関係を通して自らの性的・情緒的 requirement を充足させる能力に障害を持つ状態から救出すること。この場合、大人、特に成人女性との間に正常な関係を持てない発達的妨害を除去する精神医学的治療と共に、夫婦関係の破綻とか孤立化や社会的技術の未熟などによる社会関係の喪失などによる状況的妨害のためにノーマルな性的・情緒的捌け口を閉ざされているケースでは、夫婦関係や近隣関係の改善、社会的技術の習得のための指導・教育なども必要となる。さらに、自助グループを含む社会的援助協力システムを開発し、そこに彼らを繋げることによって、共感的な集団的雰囲気の中で自身が愛され必要とされていることを実感することを通して彼らの世間への拒否感を解消することも重要である。このことによって、加害者たちは、他人との信頼・尊敬・愛情に満ちた関係の中で情緒的・性的諸要求を満たせる可能性を学び、そのことは同時に、彼らが子どもとの間に情緒的適合を見いだす傾向を減退させることにも繋がるであろう。
- (7) 加害者および潜在的加害者の内的抑止力の強化を図ること。内的抑止力は、主として、外的な規範・道徳の内面化によって形成されるので、規範・道徳の整備とそれらを内面化させる教育のあり方がポイントとなる。併せて、脱抑制に助力する性被害者に冷たく犯罪

者に付い現行の刑事制度の見直しや、規範の内面化のあり方と関連する、欲望への耐性の育成を阻む過保護的な親の養育態度の改善なども重要になる。

(8) 子どもたちが家族員、隣人などの他の人びとから受け取る監視を中心とする外的抑止力の補強。この監視の役割において枢軸となる母親の立場の強化と彼女への社会的支援がこの際中心となる。また、特に父一娘インセストの場合には、娘を父親から引き離すことが、外的抑止力の補強にとって重要な意味を持つ。わが国のように親権の強い社会である場合には、親権を制限して親子分離を徹底化する措置も、父と娘が2人きりになり外的抑止力が効かなくなる状況を阻止するために必要である。さらに、何よりも、地域的連帯を強め、子どもたちに対する社会一般の監視を回復することが大切であろう。

9) 子どもにおける虐待に対する回避・抵抗能力の育成・回復と、それによる無防備性の予防・克服。この場合、子どもを対象にした被害防止教育を通じてのエンパワーメンが特に重要である。このエンパワーメンによって、子ども一人一人が潜在的に持つパワーや個性を生き生きと甦らせることが子どもの無防備性の予防・克服につながる。また、このエンパワーメンを含む人権教育によって、自分を大切にすることの重要性を教え、誰でも「安全に」「自信をもって」「自由に」生きる権利をもっていることを教えることは、子どもたちの虐待に対する回避・抵抗能力を育て復活させる。被害防止教育とは、基本的に、子どもに自分の存在を尊ぶ権利意識を育み、自らに内在する力と可能性を引き出す人権教育に他ならない〔森田 1996〕。なお、子どもの無防備性は、たとえば外的抑止力の低下による子どもの持つ不支持感が抵抗力を削ぐなど、他の諸々の虐待発生要因によってもたらされるものであるから、こうした諸要因への対応がそのまま子どもの無防備性の予防・克服につながる側面を持つ。

10) 父一娘インセストを誘発する家族力学を主導する父親の家父長制的権威の抑制。これには、(2)の権力構造の改変と連動しつつ、家族レベルでの人間関係の再構築とその権威の喪失をなす伝統的家族イデオロギーの超克が必須の条件となる。

11) 家父長制イデオロギーを中心としつつ、それから派生する、性的虐待の原因となる諸種の社会・文化要因の規制・撤廃。このためには、日常生活レベル、国・制度レベル、また政治、経済、法、文化の各レベル、さらに意識レベル、行動レベルのそれぞれにおける不断の変革の積み重ねが必要となるであろう。

[完]

〔参考文献〕

- Bagley, Christopher, & Ramsay, Richard., 1985, "Disrupted Childhood and Vulnerability to Sexual Assault: Long-term Sequels with Implications for Counselling," Paper presented at the Conference on Counselling the Sexual Abuse Survivor, Winnipeg.
 Bischof, Norbert, 1985, *Das pätsel Ödipus: Die biologischen Wurzeln des Urkonfliktes von Intimität und Autonomie.* (= 1992, 藤代幸一・工藤康弘訳『エディップスの謎・上』)／井本响

- 二・川原美江訳『エディップスの謎・下』、法政大学出版局。)
- Briere, J. & Runtz, M., 1985, "Symptomatology Associated with Prior Sexual Abuse in a Non-Clinical Sample", Paper presented at the Annual Meeting of the American Psychological Association, Los Angeles.
- Browne, Angela, & Finkelhor, David, 1986, "The Impact of Child Sexual Abuse: A Review of the Research," *Psychological Bulletin*, 99-1.
- Finkelhor, David, 1979, *Sexually Victimized Children*.
- Finkelhor, David, 1984, *Child Sexual Abuse: New Theory & Research*.
- Finkelhor, D. and Associates, 1986, *A Sourcebook on Child Sexual Abuse*: 180-198.
- Freund, K., McKnight, C. K., Longevin, R., & Cibiri, S., 1972, "The Female Child as Surrogate Object," *Archives of Sexual Behavior*, 2: 119-133.
- Groth, N. A., Hobson, W., & Gary, T., 1982, The Child Molester: Clinical Observations, in Conte, J., & Shore, D. (eds.), *Social Work and Child Sexual Abuse*, New York: Haworth.
- Hammer, E. F. & Glueck, B. C., 1957, "Psychodynamic Patterns in Sex Offense: A Four-Factor Theory," *Psychiatric Quarterly*, 3: 325-345.
- Howells, K., 1979, "Some Meanings of Children for Pedophiles," in Cook, M. & Wilson, G. (eds.), *Love and Attraction*, Oxford: Pergamon.
- Howells, K., 1981, "Adult Sexual Interest in Children: Considerations Relevant to Theories of Etiology," in Cook, M. & Howells, K. (eds.), *Adult Interest in Children*, New York: Academic Press.
- Justice, Blair & Rita, 1979 *The Broken Taboo: Sex in the Family*. (= 1980, 山田和夫・高塚雄介訳『ブローカン・タブー—親子相愛の家族病理—』, 新泉社。)
- Loss, P., & Glancy, E., 1983, "Men who Sexually Abuse their Children," *Medical Aspects of Human Sexuality*, 17: 328-329.
- Russell, Diana E. H., 1984, *Sexual Exploitation: Rape, Child Sexual Abuse, and Workplace Harassment*.
- Russell, Diana E. H., 1986 *The Secret Trauma: Incest in the Lives of Girls and Women*.
- Salter, A. C., 1992, "Epidemiology of Child Sexual Abuse," in O'Donohue, W. & Geer, J. H.(eds.), *The Sexual Abuse of Children: Theory and Research*, vol. 1: 112-116, 129.
- Stoller, R., 1975, *Perversion: The Erotic Form of Hatred*, New York: Pantheon.
- Wyatt, Gail E., 1985, "The Sexual Abuse of Afro-American and White American Women in Childhood, *Child Abuse and Neglect*," 9: 507-519.
- 石川義之, 1995a, 『性的被害の実態—大学生・専門学校生調査の分析と考察—』島根大学法文学部社会学研究室。
- 石川義之, 1995b, 「現代日本における児童虐待の実状〔I〕—大学生・専門学校生等調査から—」『島根大学法文学部文学科紀要』23: 1-28。
- 石川義之, 1995c, 「現代日本における児童虐待の実状〔II〕—大学生・専門学校生等調査から—」『島根大学法文学部文学科紀要』24: 1-30。
- 石川義之, 1996, 「大学生・専門学校生が経験した女性の『性的被害』」『現代性教育月報』2月号, 14-1: 1-5。
- 石川義之, 1996, 「『チャイルド・アビュースの実態』調査分析—『原義』からのアプローチ—」『社会分析』23: 91-107。
- 石川義之, 1997, 「大学生・専門学校生等調査にみる児童虐待の実態—性的虐待を中心として—」『地域社会論集』6: 99-138。

- 小西聖子, 1996, 「日本の大学生における性被害の調査」『日本=性研究会議会報』8-2: 28-47。
- 児童虐待調査研究会, 1985, 『児童虐待—昭和58年度・全国児童相談所における家庭内児童虐待調査を中心として—』日本児童問題調査会。
- 性暴力被害研究会, 1996, 『調査：女性が受ける性的被害と警察に求める援助—第一次報告—』性暴力被害研究会(S.A.R.A.)。
- 全国少年補導員協会, 1997, 『少年の性犯罪被害に関する研究—社会安全研究財団委託研究報告書—』全国少年補導員協会。
- 日本性教育協会, 1994, 『青少年の性行動—わが国の中学生・高校生・大学生に関する調査報告(第4回)』日本性教育協会。
- 森田ゆり, 1996, 「子ども虐待・いじめ防止の思想と方法—人権教育とエンパワメント—」『ヒューマンライツ』96(3): 2-8。